

カスタマーハラスメント対応基本方針

東京都信用農業協同組合連合会

昨今、社会通念上許容される範囲を超えた要求や言動については、カスタマーハラスメントとして社会問題化しております。

当会は、日ごろの取引や対応において、利用者・地域および取引先の皆さまに誠実に対応することを第一に掲げておりますが、仮に社会通念の範囲を超えた要求や言動が利用者・地域および取引先の皆さまからあった場合には、誠実な対応を前提としつつ、必要に応じて、毅然とした態度で組織的に対応します。

1. カスタマーハラスメントの定義

当会では、「利用者・地域および取引先の皆さまからのお申し出・言動のうち、役職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの（社会通念に照らし、当該言動の内容が契約内容からして相当性を欠くもの、または、手段・態様が相当でないもの）により、役職員の就業環境が害されるもの」と定義いたします。

【以下の記載は例示であり、これらに限るものではありません】

- ・ 契約内容や事実関係に照らして相当性を欠く商品交換の要求または金銭補償の要求、過度また相当性を欠く謝罪の要求
- ・ 当会の提供する商品・サービスの内容とは関係のない要求
- ・ 身体的な攻撃（暴行、傷害）
- ・ 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、SNS等のインターネット上への役職員のプライバシーに係る情報の投稿、盗撮、土下座の強要等）
- ・ 威圧的な言動
- ・ 継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動
- ・ 拘束的な行動（不退去、居座り、監禁）
- ・ 差別的な言動
- ・ 性的な言動・セクシュアルハラスメント
- ・ 役職員個人への攻撃・要求、プライバシーの侵害

2. カスタマーハラスメントへの対応

当会は、以下の体制を構築しています。

- ・ カスタマーハラスメントへの対応方法や手順等を定めた「カスタマーハラスメント対応要領」等の制定
- ・ 役職員への教育・研修の実施
- ・ 職員のための相談窓口、メンタルケア体制の整備等

そのうえで、当会が総合的に判断した結果、カスタマーハラスメントに該当すると認めた場合等には、役職員一人ひとりを守るため、組織で毅然とした対応を行います。また、役職員に対し、業務においてカスタマーハラスメントの行為を行わないよう周知・徹底いたします。

なお、カスタマーハラスメントが継続する場合や、特に悪質と判断される場合等には、警察・弁護士等の関係機関と連携するなどし、厳正に対応いたします。

3. 利用者・地域および取引先の皆さまへのお願い

当会は、今後も引き続き、農業と地域社会に根差した組織として、利用者・地域および取引先の皆さまと良好な関係を築いてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上